

平成19年3月29日

御前崎市長 石原茂雄様

御前崎市行政改革推進委員会
委員長 河野三征

御前崎市行政改革(補助金の整理・合理化)について

御前崎市行政改革推進委員会では、昨年、御前崎市行政改革大綱及び集中改革プランを策定したところであるが、本年度は行政改革をさらに推進するために、集中改革プランの中から取組項目を絞り、具体的な検討を行ってきた。

行政施策には目的があり、それを達成するために各種事業を実施し、その結果、成果はあったか、また市民は満足したかを常に行政評価として検証することが大切である。評価によっては、改善・改革を含め、今後は柔軟にしかも迅速に対応することが自治体には求められている。

本年度は、補助金について協議を重ね、別紙のとおり検討結果を提出する。職員への周知徹底と各種団体への調整加えて翌年度の予算編成等に反映できれば幸いである。

補助金の取扱いについては、創設当時からの背景・経緯等さまざまであるが、社会環境の変化等により柔軟に対応することも肝要である。特に地方自治法の規定にある「公益上必要な場合」に限り、補助できるものであり、特定のものや一部のものに対する補助は、慎むべきであると思われる。

地方自治体を取り巻く環境は、依然厳しいものであるが、限られた資源・財源の中で歳出削減はもとより生産性の上がる行政改革を今まで以上に推進され、行政サービスの質の向上により、一層市民満足度があがるよう期待するものである。

補助金の取扱いについての検討結果報告書

全 般 的 事 項

1. 補助金の交付については、地方自治法第 232 条の 2 の規定により「公益上必要がある場合」とされており、その主旨を十分認識すること。
2. すべての補助金について、見直しを行い、その効果等を検証するとともに、継続・終期の設定・執行方法の変更・統合・休止・廃止・縮小の検討を行うこと。また、補助の目的や交付基準を明確にするため、それぞれの補助金交付要綱を作成すること。
3. 少額補助については、その効果を十分検証すること。
4. 補助については対象事業に充当することはもちろん、飲食等の食料費に充当することは、厳に慎むこと。
5. 補助を受ける団体等は、市民から情報公開の請求があった場合は、説明責任が果たせるように心がけるよう指導すること。
6. その他別添の御前崎市補助金交付基準を遵守すること。

個 別 事 項

職員厚生費交付金

職員の福利厚生費に充当する事業主負担分を明確にするため、補助要綱を作成し、妥当金額を交付すること。殊に個人給付に当たるようなものには、充当しないこと。

たばこ小売組合助成金

たばこ税は主要税目のひとつであることは認識するが、営業活動を行う団体について、公的補助を行うことは適当ではないと考える。時代の趨勢とともに助成金の廃止又は終期の設定を検討すること。

バス路線維持補助金

生活交通確保のため補助は必要であるが、浜岡循環線に限らず、市全体の交通体系を構築する中で検討すること。

コミュニティリーダー等育成事業補助金

少額補助のため、目的達成のため効果・成果に疑問があり、他の執行方法などを検討すること。

行政相談委員交付金

人権擁護委員交付金

民生・児童委員交付金

行政相談委員、人権擁護委員、民生・児童委員はいずれも国から委嘱されたボランティアの委員である。活動内容が多岐にわたるのは理解できるが、市として補助金を出す根拠を明確にすること。

社会福祉協議会運営費補助金

補助交付額を適正にするため、要綱を作成するとともに対象事業や交付基準を明確にすること。

資源回収促進奨励金

補助制度創設時より社会環境は変化し、時代にあった補助制度に見直すこと。

生ごみ処理機器設置費補助金

環境施策の観点から、ごみの減量対策として適当と思われるが、制度の普及・広報活動を積極的に行う必要があるとともに効果を分析すること。

農業委員会研修費補助金

旅費等他の執行方法が望ましい。研修費であることから費用の使途が不明確にならないように努めること。

農村女性活動費補助金

少額補助であり、補助目的を勘案の上、他の執行方法等を検討すること。

農業研修会補助金

バス代の補助であるなら、他の執行方法等を検討すること。

農林水産関連事業補助金

10千円の少額補助であり、成果も期待できず廃止を検討すること。

使用済みビニール等処理事業費補助金

補助制度の創設時からの社会情勢の変化により、補助自体の見直しを検討すること。

茶ハマキコン設置事業費補助金

補助の性格から、畑作振興事業費補助金に統合することが望ましい。

たばこ耕作組合補助金

補助の目的・金額を検討し、効果は期待できず、廃止を検討すること。

温室組合支部補助金

実績もなく、廃止すること。

商工会補助金

補助交付額を適正にするため、要綱を作成するとともに対象事業や交付基準を明確にすること。

職業紹介所運営事業費補助金

少額補助であり、投資効果は少ないと思われる。他市との調整を図る中で廃止を検討すること。

共進会出陳補助金

褒賞費的な性格から、他の執行方法を検討すること。

みどりの少年団補助金

公的活動内容の積極的なPRに努めること。

地域振興対策事業補助金

平成19年度より商工会補助金に統合すること。実質廃止。

観光協会補助金

単に受身的な委託金・補助金に頼る運営ではなく、積極的に自助努力を検討する中で自立の方向を目指すこと。

生垣設置事業補助金

ブロック塀等耐震改修促進事業補助金へ統合する。

指導対策補助金

事業の必要性を検証するとともに、御前崎中学校との均衡を図ること。

心の教室調査委託補助金

平成 19 年度より賃金での執行方法に変更すること。

振興公社運営費補助金

指定管理者としての責務を認識するとともに、法の主旨を踏まえた運営努力を行うべきである。

アスパルの会補助金

平成 18 年度より廃止。

御前崎市補助金交付基準

(主旨)

第1条 この基準は、地方自治法第232条の2の規定による補助金の交付を行う場合、具体的な基準を定め、市民への説明責任を果たすとともに、もって公平で適正な補助金の執行を図ることを目的とする。

(要綱の制定)

第2条 補助金の交付を行う場合には、それぞれの補助金交付要綱を制定するものとする。補助金、交付金及び助成金等いかなる名称であっても、実質的に補助金と同等の性格のものは同様に要綱を定めるものとする。要綱には、次に掲げるものを明確に定めるものとする。ただし、国又は県の補助金交付要綱が整備されている場合はこの限りでない。

- (1) 補助金の目的又は主旨
- (2) 補助金対象者
- (3) 補助金の基準(補助対象事業又は経費)
- (4) 補助率(定率補助・定額補助)
- (5) 補助金の期間

(補助金の種類)

第3条 補助金の種類は、事業費補助金と運営費補助金とする。

(補助金の期間)

第4条 運営費補助金は原則として、3年間を限度とする。ただし、市長が特に必要と認められた場合には延長することができる。

2 事業費補助金は事業の目的が終了した場合は、安易に継続せず、速やかに廃止するものとする。

(補助金の目的の明確化)

第5条 補助金を交付する場合には、補助金の目的を明確化するとともに、市が関与する責任や役割の妥当性及びその効果を常に検証し、市民に対して説明責任ができるよう努めなければならない。

(間接補助金の取扱い)

第6条 国県補助金を伴う補助金については、当該要綱に基づき市の責任範囲において補助するものとし、安易に上乘せ補助は行わないものとする。

(繰越金)

第7条 運営費補助金を受けている団体の決算において、繰越金の額が当該年度の補助金交付額を上回る場合は、原則として翌年度の補助金は交付しないものとする。ただし、市長が特に必要と認められた場合には、この限りでない。

(新規補助金)

第8条 新規に補助金を交付する場合は、目的・効果を十分に検討のうえ、事前に市長の承認を得なければならない。なお、新規の運営費補助金については、当該団体等に3年間であることを通知するものとする。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。